様式第３号（第５条第２項関係）

粕屋町中途視覚障がい者生活訓練事業利用申請却下通知書

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

粕屋町長

　　　年　　　月　　　日付で申請のあった中途視覚障がい者生活訓練事業の利用については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

（利用者氏名）

（却下理由）

（教示）

１　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、粕屋町長を被告として（訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）